

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人島根大田青年会議所 (Shimane Ohda Junior Chamber Inc. 以下「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を島根県大田市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を集結し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究して、国内諸団体と協力し日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練社会奉仕および会員の連携を図ること。
- (3) 国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会議所はこれを特定の政党のために利用しないこと。

(事業)

第5条 本会議所は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の修練・指導力開発および相互の親睦を図るための事業
- (2) 地域の政治・経済・社会・青少年問題・文化等に関する研究ならびにその進歩・発展に資する事業
- (3) 社会奉仕に関する事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内国外の青年会議所及びその他の諸団体との相互理解と親睦を増進する事業
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(細則)

第6条 この定款の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

第2章 会員・会費

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

(会員の資格)

第8条 正会員は、大田市、若しくはその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年とする。ただし、事業年度中に満40歳に達したときは、その事業年度は正会員の資格を有する。

- 2 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦により別に定める一般社団法人島根大田青年会議所会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）に基づき、所定の入会手続きにより申込まなければならない。入会の諾否は理事会の決定による。
- 3 特別会員となる資格を有する者は、正会員であった者で第1項の年令要件を満たさなくなったため、正会員でなくなった者とする。
- 4 特別会員に関する細目は会員資格規程による。
- 5 名誉会員は本会議所に功労のある者で、理事会で承認された者をいう。

(会員の権利)

第9条 正会員は総会に於て各1個の議決権を有し、本会議所役員及び日本青年会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員になろうとする者は、入会金を納付しなければならない。

- 2 正会員は、会費を納付しなければならない。
- 3 入会金及び会費の額及びその徴収方法については会員資格規程に定めるところによる。

(退会及び拋出金品の不返還)

- 第11条 退会を希望する会員は退会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 年度の途中で退会しても既納の会費及び入会金は返還しない。また、会費納入前に退会を届け出てもその年度の会費は納入しなければならない。但し不可抗力による退会の場合はこの限りでない。
 - 3 前項の規定による正会員の退会は、一般社団及び財団法人法上の退社とする。

(除名)

- 第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。
- (1) 本会議所の体面を傷つけ又は趣旨に反する行為のあったとき。
 - (2) 会費納入義務を履行しなかったとき。
 - (3) 正会員について正当な理由がなく例会に出席しないとき。
 - (4) その他会員として適正でないと認められたとき。

(会員資格の喪失)

- 第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 破産手続き開始の決定を受けたとき。
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (5) 除名されたとき。

第3章 総会

(構成)

- 第14条 総会は、正会員を持って構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団及び財団法人法上の社員総会とする。

(総会の決議事項)

第15条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法に関する事項
- (7) 次に掲げる諸規程の設定、変更及び廃止
 - イ 一般社団法人島根大田青年会議所運営規程（以下「運営規程」という。）
 - ロ 一般社団法人島根大田青年会議所役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）
 - ハ 一般社団法人島根大田青年会議所会員資格規程
 - ニ その他の規程及び規則
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- 2 前項に定めるもののうち(1)、(2)、(5)、(6)号については特別決議を得るものとする。

(総会の種類及び招集)

第16条 定時総会は、毎年1月、8月、12月に開催し、1月に開催する定時総会をもって一般社団及び財団法人法第36条第1項の定時社員総会とする。臨時総会は理事長が必要と認めた時、或いは10分の1以上の正会員が会議の目的事項を示し請求した場合、理事長がこれを招集する。

- 2 総会は、理事長がその議長となる。
- 3 総会の招集は少なくとも10日前迄に各会員に対し、総会の目的たる事項、内容日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

(総会の成立及び議事)

第17条 総会は総正会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席正会員の過半数で決する。但し、第15条2項に掲げる事項について総会で決議する場合には、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定において議長は議決に加わらない。但し可否同数のときは議長が決するものとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、下記の項目を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長のほか出席正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第19条 本会議所に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 5名以内

専務理事 1名

理事 8～20名（理事長、副理事長、専務理事を含む）

監事 2名

2 前項の理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、理事長、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(直前理事長)

第20条 本会議所に、役員以外の役職として直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長が就任する。

3 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。

(役員資格及び任免)

第21条 役員は本会議所の正会員でなければならない。

ただし、監事は任期中に正会員の資格を喪失しても、監事としての任期が満了するまでその職務を行うものとする。

2 役員を選任の方法に関しては、別に定める役員選任規定による。

(役員任期)

第22条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の仕事)

第23条 理事長は本会議所を代表し、業務を総理し理事会を招集してその議長となる。

2 副理事長は、理事長を補佐し代表権を除く業務をつかさどる。

3 専務理事は、事務局を統轄する。

4 理事は理事会を構成し、業務を処理する。

(監事の仕事)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

3 直前理事長は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるすることができる。ただし、議決権は有しない。

(議決事項)

第26条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (3) 委員会の業務執行に関する事項
- (4) その他業務の執行に関する事項

(招集)

第27条 理事会は会日の5日前迄に通知を発して理事長が招集する。

- 2 臨時理事会は、理事長が招集権を持つ。但し一般社団法人及び財団法人法第93条第2項及び第3項の規定を妨げるものではない。

(議長)

第28条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の決議は議決に加わることができる出席理事の過半数の議決をもって決する。

- 2 前項の場合において、議長は議決に加わらない。但し、可否同数であった場合のみ議長が決するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとしてみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 例会及び委員会・会議体

(例会)

- 第32条 本会議所は毎月1回以上例会を開く。
- 2 正会員は例会への出席義務を負う。
 - 3 例会の運営は運営規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

- 第33条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究審議、実施するために委員会を置く。
- 2 委員会の設置は運営規程の定めるところによる。

(委員の任命)

- 第34条 委員会は委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をおく。
- 2 委員長は理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長及び委員は、正会員の内から理事会の承認を得て委員長が任命する。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第35条 本会議所の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には専務理事1名及び職員若干名を置く。
 - 3 その他事務局に関して必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計等

(資産の構成)

- 第36条 本会議所の資産は次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 本会議所設立当初の寄附に係る別紙財産目録記載の財産。
 - (2) 会費及び入会金
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支出)

第38条 本会議所の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第39条 本会議所の収支予算は年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1ヶ月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を受け承認を得たうえで、理事会の承認、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第40条 本会議所の事業年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。

(決算関係書類の提出)

第41条 理事長は事業年度毎翌年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前迄に前事業年度における次の書類を作成し監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録

- 2 監事は前項の規定により書類の送付を受けたときはその定時総会の前日迄に意見書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第9章 公告

(公告)

第42条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 本定款を変更しようとする場合は、総会において特別決議を必要とする。

- 2 この定款を変更した場合は、理事長はただちに変更後の定款を公益社団法人日本青年会議所会頭へ提出しなければならない。

第11章 解散及び清算

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合には、特別決議を得るものとする。

(清算人の選任)

第45条 前条による解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後に於ける会費の徴収)

第46条 本会議所は解散後であっても総会の議決によりその債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(剰余金の処分制限)

第47条 本会議所は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第12章 雑則

(定款その他の書類の備付)

第49条 理事長は、定款、諸規程、総会議事録等を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

- 2 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は 杉谷 孝雄 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始日とする。